

佐賀県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成二十四年十一月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 開票区を設ける選挙

第四十六回衆議院比例代表選出議員選挙

二 開票区

市町名	開票区名	区 域
佐賀市	佐賀県第一区 佐賀市開票区	平成十七年十月一日の合併前の旧佐賀市の区域
	佐賀県第二区 佐賀市開票区	
武雄市	北方開票区	旧杵島郡北方町の区域
	武雄・山内開票区	旧杵島郡北方町の区域以外の区域
神崎市	神崎市第一開票区	旧神埼郡千代田町の区域
	神崎市第二開票区	旧神埼郡千代田町の区域以外の区域